

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年4月7日付けで行った法26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、おおむね以下のことから、本件処分の取消しを求めている。

担当者が言う資産については、請求人は持ち合わせていないので、本件処分は不当である。

本件預金の口座は、平成26年11月より請求人の手元から離れており、請求人の管理下にはなかった。

その理由としては、請求人は、平成26年10月からは逮捕されており、平成29年2月まで刑務所及び保護会で生活していたので、その間を含め本件預金の口座の入出金は請求人以外の者の管理下にあった。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月 4日	諮問
平成30年 1月24日	審議（第17回第2部会）
平成30年 2月15日	審議（第18回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされており、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

そして、法26条は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、被保護者に通知しなければならないと規定している。

- (2) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の

処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省社発第123号厚生事務次官通知）第10によれば、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（カッコ内略）との対比によって決定すること。」とされている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、本件保護申請に基づき、請求人の保護を開始したところ、資産調査の結果、請求人が本件保護開始日に申告のなかった資産である本件預金を保有していたことを確認したため、上記1の法令等の規定に基づき、平成29年3月分の保護費（146,750円）については返還を求めるとし、本件預金からこれを控除した後の本件残余金について、平成29年3月31日付けで収入認定した上で、本件残余金と請求人の最低生活費（146,750円）に国民健康保険料の月額4,950円を加えた計151,700円（以下「本件生活費」という。）とを比較し、本件残余金が本件生活費を超過することから、本件処分をしたものと認められる。

したがって、本件処分は上記1の法令等の定めに従いなされており、違算等もないことから、違法又は不当なものとするのはできない。

- 3 請求人は、第3のとおり主張するが、この主張は本件預金の銀行口座が請求人の管理下でないことを前提にするものと解されるころ、これを裏づける証拠等は何ら示されていないのであるから、この主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や

法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来